

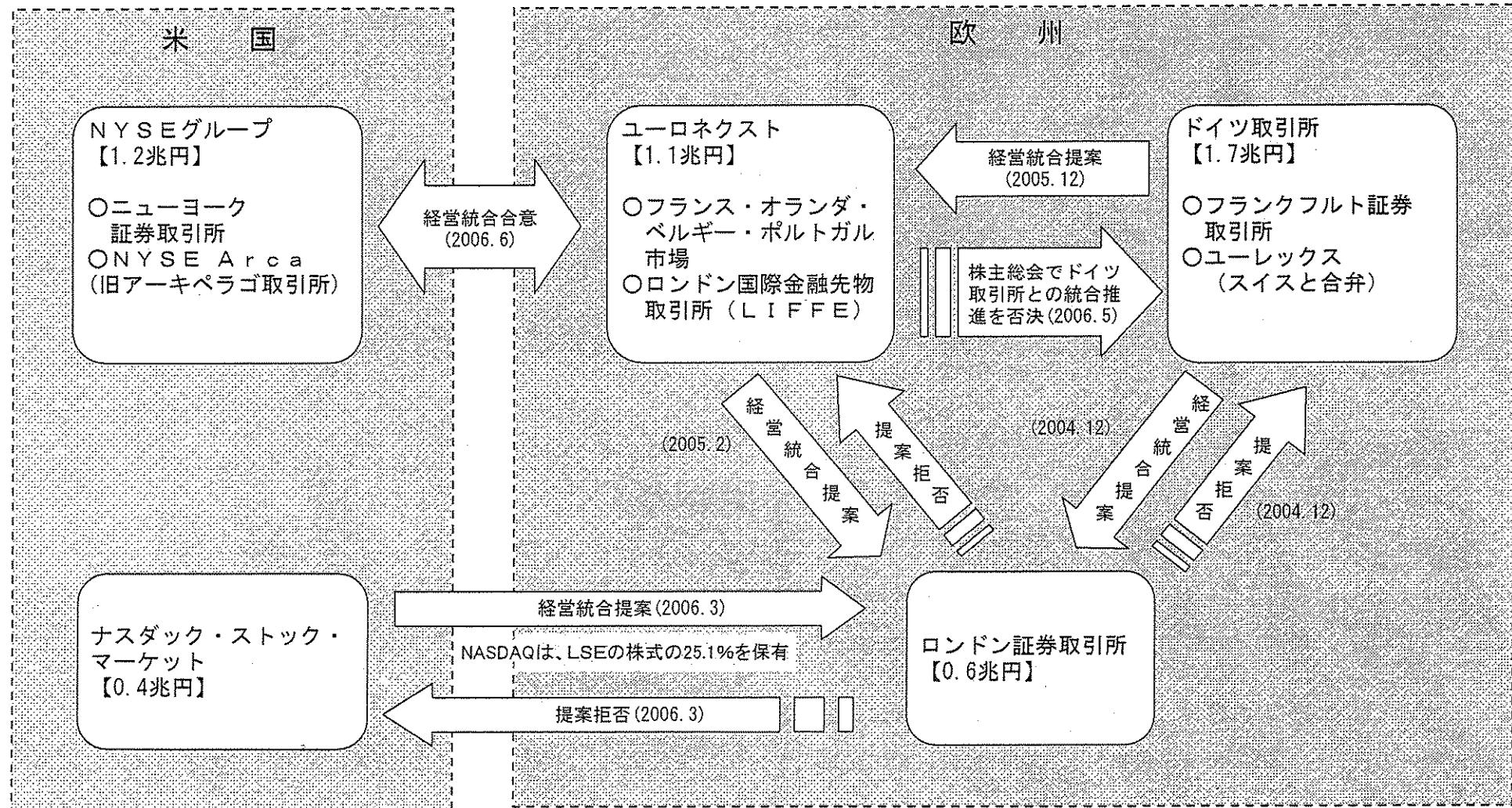
資料 1

資 料

金 融 庁

平成 18 年 6 月 30 日

海外における取引所の統合の動き



アジア・欧米における取引所の再編・連携を巡る動き

2003	1/15	東京証券取引所、深セン証券取引所との間で相互協力協定を締結。
	3/26	シンガポール取引所とオーストラリア証券取引所、相互取引リンク対象銘柄を100銘柄に増やすことを発表。
	6/30	ロンドン証券取引所とスウェーデンの取引所運営会社OM、合弁でEDXロンドンを設立。
	9/ 4	OM、ヘルシンキ証券取引所を買収し、OMHEX創設。
	2004	1/26 シンガポール取引所、シカゴ・マーカンタイル取引所との提携決済制度に日経225先物を追加すると発表。
	6/18	シンガポール取引所、2005年末までにマレーシア取引所と上場株式の相互取引を開始すると発表。
	8/20	スイス証券取引所の運営会社SWXグループ、ドイツ取引所からの合併交渉を拒否。
	8/26	東京証券取引所、ジャカルタ証券取引所との間で相互協力協定を締結。
	9/ 7	大阪証券取引所、上海証券取引所と協力関係の強化の覚書を締結。
	9/ 8	大阪証券取引所、深セン証券取引所と協力関係の強化の覚書を締結。
2005	12/ 1	スウェーデン、フィンランド、バルト三国の取引所運営会社OMX、コペンハーゲン証券取引所の買収で合意。
	12/13	ドイツ取引所、ロンドン証券取引所に買収提案。ロンドン証券取引所は拒否。
	1/24	シンガポール取引所とジャカルタ証券取引所が情報共有等での覚書締結。
	1/27	韓国証券取引所、韓国先物取引所、コスダックの三市場が統合し、韓国取引所が発足。
	1/27	ドイツ取引所、ロンドン証券取引所に対する買収提案を公表。
	2/ 9	ユーロネクスト、ロンドン証券取引所に対する買収提案を公表。
	2/17	東京証券取引所、スラバヤ証券取引所（インドネシア）との間で相互協力協定を締結。
	3/ 6	ドイツ取引所、ロンドン証券取引所買収提案を撤回。
	4/20	ニューヨーク証券取引所、電子取引所アーキペラゴの持株会社と合併し、NYSEホールディングスの設立を発表。
	5/30	東京証券取引所、イタリア取引所との間で相互協力協定を締結。
2006	5/30	東京証券取引所、メキシコ証券取引所との間で相互協力協定を締結。
	6/20	大阪証券取引所、ユーレックスとの相互協力に関する覚書の締結を発表。
	7/ 1	ユーロネクスト、イタリア取引所、債券電子取引システム運営会社MTSの株式を両社共同で51%取得を発表。
2007	7/ 7	ユーロネクスト・ライフ、シンガポールでの金融取引センター開設認可を取得。
	10/ 1	OMX、スウェーデン証券取引所の合併が実現。

2005	8/10	台湾行政院金融監督管理委員会、証券取引所など4機関の持ち株会社として台湾證券・期貨控股公司の設立を発表。
	8/25	シンガポール取引所、シカゴ商品取引所との間で、金融派生商品取引所を共同で設ける覚書に調印。
	8/30	東京証券取引所と韓国取引所、株式を相互に売買できるクロスボーダー取引の検討開始で合意。
	9/15	ニューヨーク証券取引所、ジャカルタ証券取引所との間で両市場の発展に関する覚書締結。
	11/17	東京証券取引所、ユーロネクストとの間でETF上場時のプロモーション相互協力に関する覚書締結。
	12/8	シンガポール取引所とタイ証券取引所、デリバティブ取引の連携に関する覚書に調印。
	12/21	シンガポール取引所、シカゴ商品取引所と共同で商品先物取引所の運営会社を設立することで合意。
	12/25	マッコーリー、ロンドン証券取引所に対する買収提案を発表。
2006	1/10	マッコーリー、ロンドン証券取引所に対してTOBを実施。
	1/17	中国大連商品交易所、インドの国立商品デリバティブ取引所と提携の覚書を締結。
	2/28	マッコーリー、ロンドン証券取引所に対するTOBの断念を発表。
	3/7	NYSE、電子証券取引所アーキペラゴとの合併を完了。
	3/9	ナスダック、ロンドン証券取引所に対し買収提案。
	4/6	東京証券取引所、イタリア取引所との間でETF上場時のプロモーション相互協力に関する覚書締結。
	5/19	ナスダック、ロンドン証券取引所の株式を買い増し、保有株式が25.1%に達したことを発表。
	5/23	ユーロネクスト、株主総会でドイツ取引所との統合推進を否決。
	5/30	大阪証券取引所、台湾先物取引所と両市場の運営における流動性、効率性等の向上等に関する覚書を締結。
	6/1	NYSEとユーロネクスト、経営統合で基本合意。
	6/9	東京金融先物取引所、中国大連商品交易所との間で協力関係強化の覚書締結。
	6/15	ジャスダック証券取引所、韓国取引所との間で協力関係構築の覚書締結。

(注) ロンドン証券取引所に関しては、本表以前に下記のような経緯がある。

2000年5月3日、ロンドン証券取引所とドイツ取引所、合併による新取引所iXの創設計画を発表。

同年8月25日、OM、ロンドン証券取引所に対しTOB実施。

同年9月12日、ロンドン証券取引所、iX計画を白紙撤回。

同年11月10日、OM、ロンドン証券取引所に対するTOB失敗。

各国取引所の市場規模の推移等

2006年5月時点

	東証	大証	NYSE	Nasdaq	ロンドン	ドイツ	ユーロネクスト
上場企業時価総額 (単位:10億ドル)	4,626	3,066	13,945	3,558	3,370	1,412	3,192
売買代金 (単位:10億ドル)	529	24	2,144	1,097	722	320	473
上場会社数 (単位:社)	2,374	1,060	2,181	3,151	3,189	758	1,225
取引所時価総額 (円建)	—	1125 億円	1兆1867 億円	4355 億円	5665 億円	1兆7032 億円	1兆1193 億円

(注) 各国の時価総額のデータは国内上場会社における時価総額の合計

上場会社数 出典: World Federation of Exchanges のホームページより

各国取引所の主要商品

2005 年度

東京証券取引所	大阪証券取引所	NYSE	Nasdaq
株式（内国株・外国株）	株式（内国株・外国株）	株式（内国株・外国株（預託証券を含む））	株式（内国株・外国株（預託証券を含む））
外国債	公社債	公社債	公社債
公社債	株券オプション	ETF	ETF
株券オプション	指数先物（オプション）	投資信託（カントリーファンドを含む）	投資信託（カントリーファンドを含む）
指数先物（オプション）	ETF	REIT	REIT
ETF	REIT	REIT	REIT
REIT	ベンチャーファンド	REIT	REIT
国債先物（オプション）	カントリーファンド		

ロンドン	ドイツ	ユーロネクスト	CME
株式	株式	(LIFFE) 金利先物(オプション) 国債先物(オプション) 指数先物(オプション) 株券先物(オプション) 農産物等先物 (パリ)	金利先物(オプション)
公社債	公社債		金利スワップ先物
外国株	外国株		通貨先物(オプション)
	(Eurex) 金利先物 指数先物(オプション) 国債先物 個別株オプション	株式 指数先物(オプション) 個別株オプション 農産物等先物 (アムステルダム)	指数先物(オプション) 気温指数先物 農産物等先物

証券取引所統合の効果・目的として指摘されているもの

○ 上場商品の多様化

→ 株券・債券（現物）、
デリバティブ（先物、オプション、スワップ）、
金利、為替　他

○ 経営の合理化（経営拠点の共有 等）

○ システムの集約化

○ 相互補完（時差・地理的因素）

○ 市場規模の拡大

○ (規制体系の違い?)

等

取引所統合に関する最近の海外当局等の反応

2006. 6. 6

独仏定期首脳会談（於：独ラインズベルク）後の、両首脳のコメント、

○シラク仏大統領

「仏・独間で決着されるほうが原則から言って望ましいと考える。仮に最終的にそのような決着が採られない場合は遺憾に思うこととなろう。」

○メルケル独首相

「(本件は) 純粹に経済的判断に基づくもの」

2006. 6. 12

○カラム・マッカーシー 英金融サービス機構（FSA）長官

取引所の国際的買収に関し以下の声明を発表。

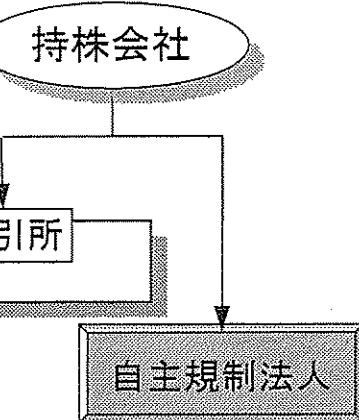
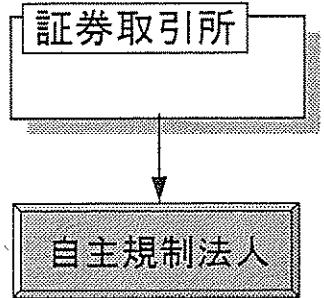
(概要)

- ・ LSE（ロンドン証券取引所）に関して言えば、FSA・SECもLSEが米国企業によって所有されることそのものが、LSEの上場企業に対して、サーベンス・オクスリー法（米国企業改革法）を含む米国の規制の適用を受けることに直接つながるとは考えていない。
- ・ 両取引所の統合が進み、単一市場が形成される状況も想定しうるが、取引ルールの調和は、米・英両国のスタンダードに照らして整合的なものでなければならない。
- ・ 理論的に言えば、より長期的には、新たな（規制）主体が規制体系の合理化によって更なるメリットを狙うこととも考えうるが、それが極端な場合は、LSEはもはや英国の規制に服さないこととなる可能性もはらむこととなる。
- ・ FSAとしても、投資家をはじめとする市場の利害関係者を考慮し、SEC、先物商品取引委員会（CFTC）といった諸外国当局との調整・検討を続ける。

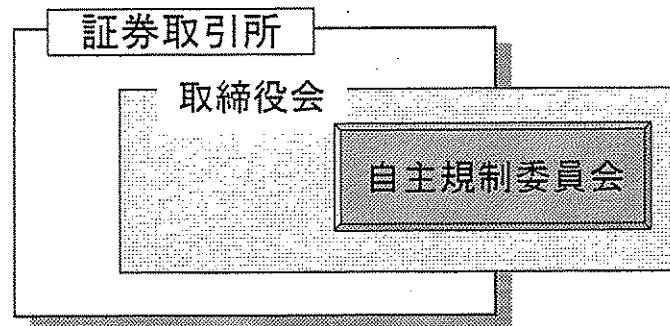
取引所の自主規制部門の独立性強化について

取引所が取りうる組織形態

- ① 自主規制機能を取引所から独立した法人が担う場合



- ② 同一法人内に独立性の高い自主規制委員会を置く場合



権限

- 自主規制業務
 - ・ 金融商品の上場及び上場廃止に関する事項
 - ・ 取引参加者の法令遵守状況等に関する調査
 - ・ 売買監理(取引の公正確保) 等
- 取引所の経営陣に対する、措置の助言(自主規制法人)又は行為の差止め請求(自主規制委員会)

※ 上記組織形態の採用は各取引所の任意。但し、自市場への上場に当たって、内閣総理大臣の承認の際、上記組織形態の採否を含め、自主規制業務の適切な体制についても審査。

取引所の主要株主規制

- 規定の明確化(20%以上の議決権の取得・保有を原則禁止)

構成

- 3名以上の理事又は委員(過半数は外部から)

独立性

- 決議には、外部から選ばれた理事又は委員の過半数の賛成が必要
- 身分保障(解任要件を加重)
- 自主規制法人への自主規制業務の委託は認可制

金融商品取引法

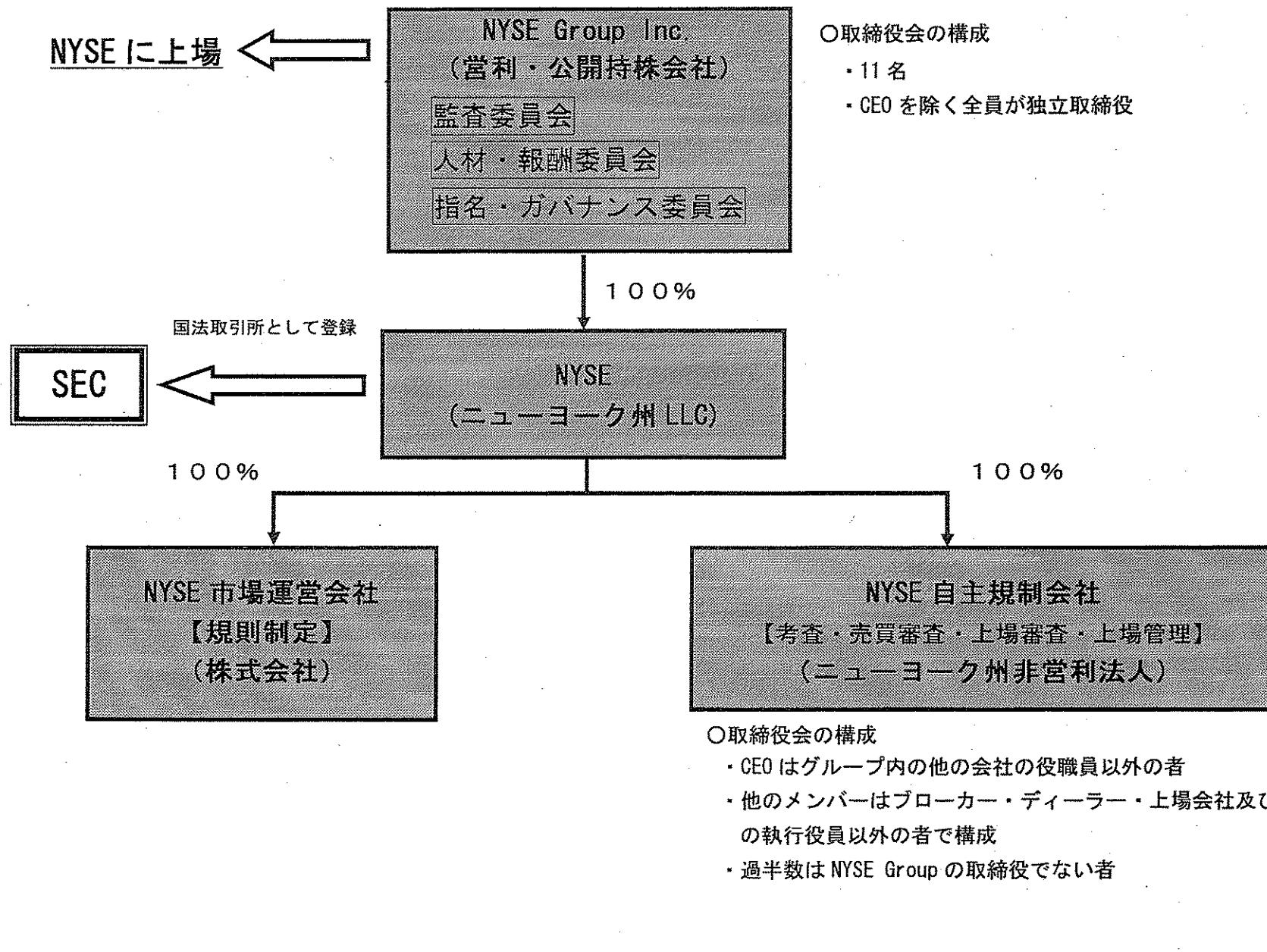
(自主規制業務)

第八十四条 (略)

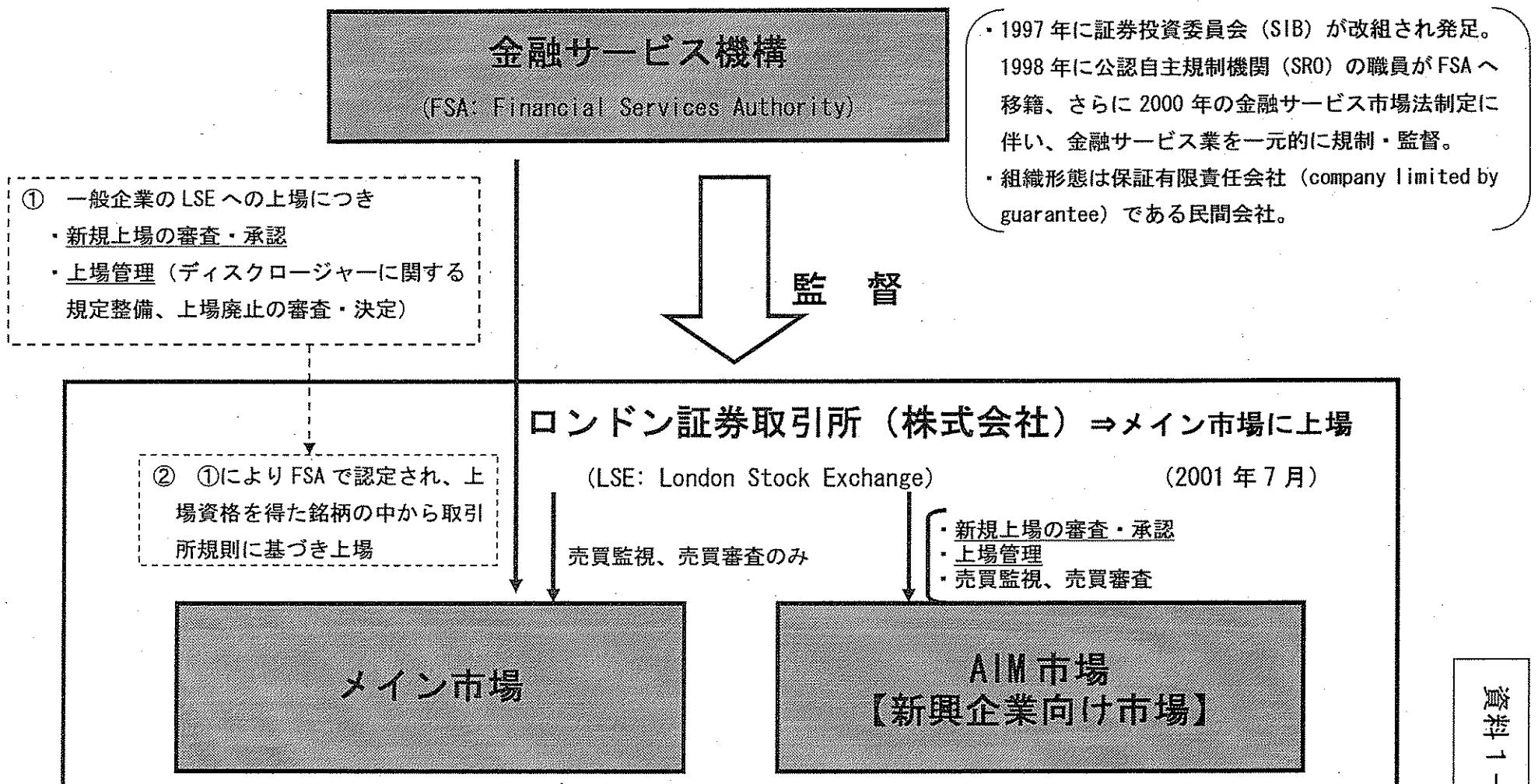
2 「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう。

- 一 金融商品、金融指標又はオプション（以下この章において「金融商品等」という。）の上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。）
- 二 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの

ニューヨーク証券取引所 (NYSE) の自主規制組織について

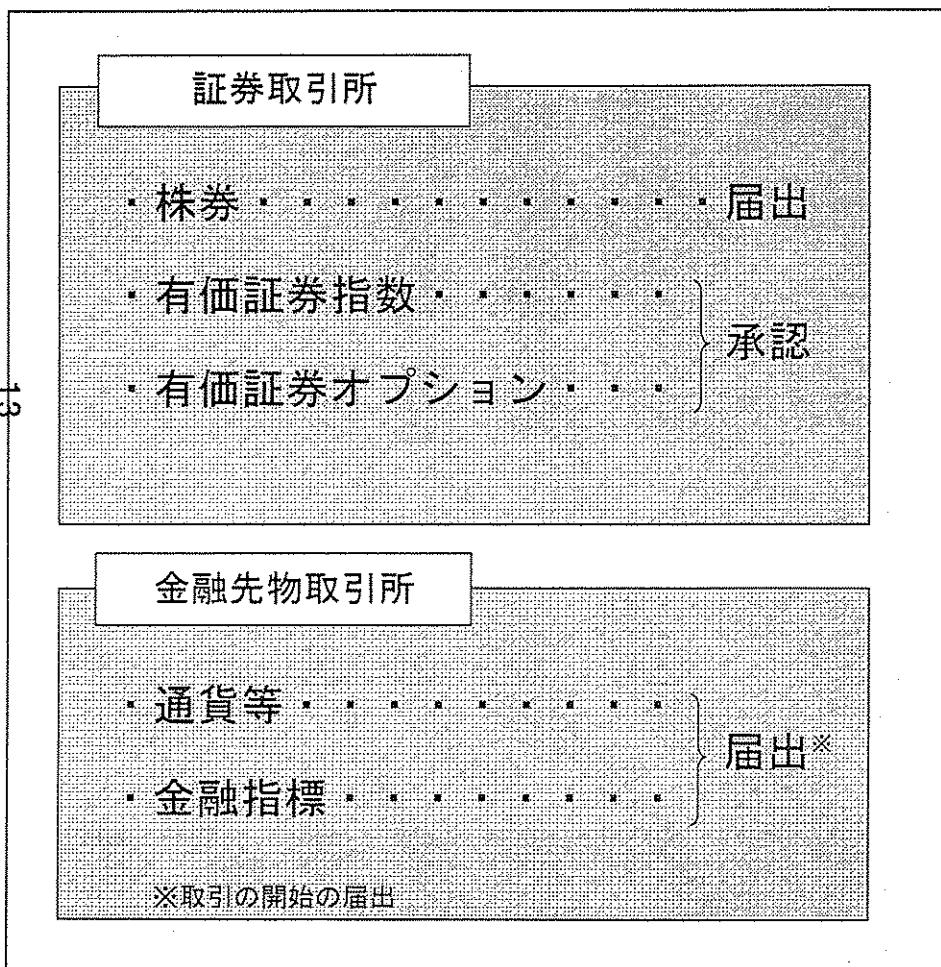


ロンドン証券取引所（LSE）の自主規制組織について

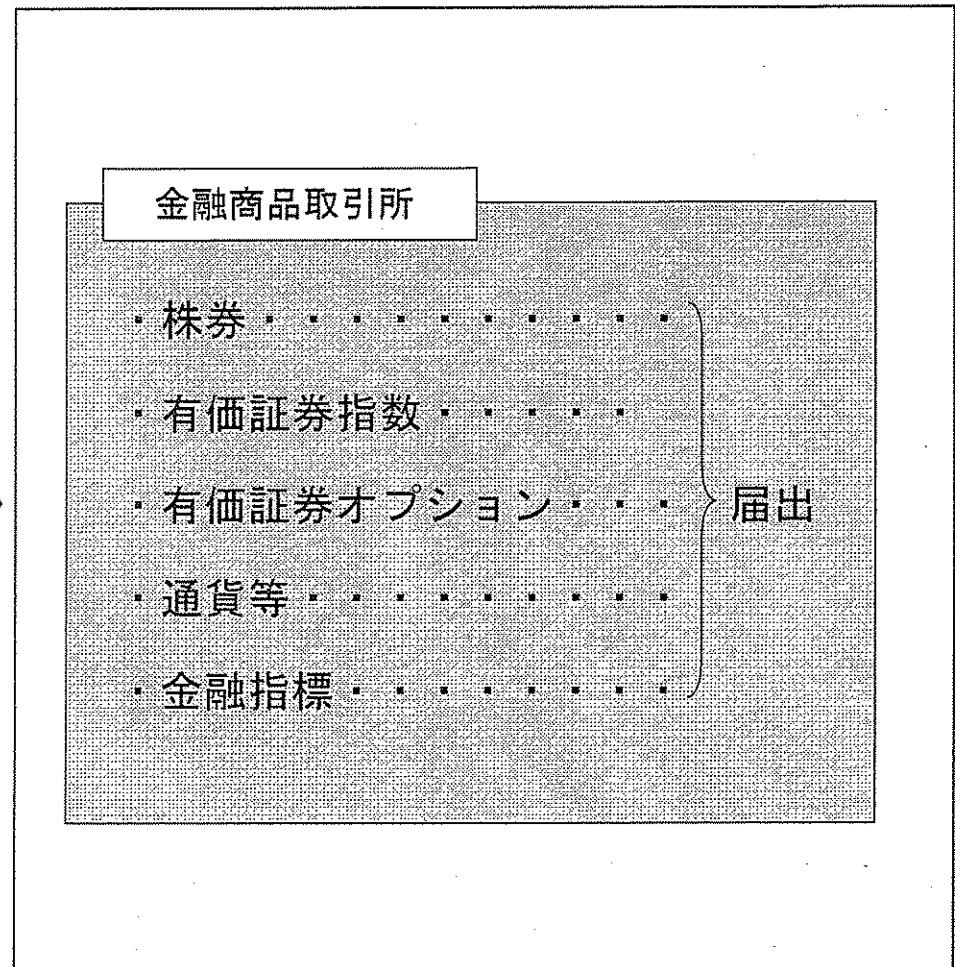


取引所の上場商品について

改正前



改正後



主要国の取引所主要株主に対する規制の概要

	米	英	仏	独	韓国
規制の概要	<p>取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にない。</p> <p>(注)取引所の定款等において、株式の保有制限や議決権の制限等を定める場合あり。</p>	<p>取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にない。</p> <p>(注)ロンドン証券取引所は定款で 4.9%を超える株式の保有を制限していたが、同取引所は、自市場に上場するにあたり制限を撤廃（2001 年 7 月）。</p>	<p>直接的又は間接的に市場企業（取引所）の資本又は議決権の 1/10 1/5 1/3 1/2 2/3 を所有する者は当局に通知する義務がある。</p> <p>経済大臣は、資本参加の所得又は拡大が行われた場合、市場の良好な運営という利益のため、状況が正常化するまでの間、直接的又は間接的に保有されている取引所の株式に付随する議決権の実行停止を裁判所に求めることが可能。</p>	<p>「相当なる持分」（取得後の持分がそれぞれ議決権の 10% 20% 33% 50%以上になる場合）を取得しようとする者は、取引所監督当局に事前の認可が必要。</p>	<p>原則 5 %超保有を禁止。</p> <p>例外は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託会社・投資会社（私募会社を除く）による保有 ・海外取引所と協力するために必要なものとして金融監督委員会の認可を得た場合 ・政府保有